

コンサルタント業務委託契約書

第1条 (目的)

本契約書は、株式会社 RapportStyle(以下「甲」という)と、_____ (以下「乙」という)の間で締結する、次条で定める業務に関する契約に関して、その条件を定めることを目的とする。

第2条 (業務)

甲は、乙に対し、乙の発展に寄与するため、乙の経営・企画等について助言、指導を行うサービスを提供するものとする (以下「本件コンサルタント業務」という)。

第3条 (料金、支払い)

乙は、甲に対し、本件コンサルタント業務の報酬として一年契約で金 120 万円を支払うものとし、本契約締結日から 10 営業日以内に甲の指定する口座に振り込みにて一括して支払う。なお、振込手数料は乙が負担するものとする。但し、甲乙は本条に基づく報酬の支払いの方法につき、本契約別紙において別途の定めをすることができる。

第4条 (知的所有権)

1. 本契約に基づく一切のホームページ製作物(以下「製作物」という)に関する著作権は甲に帰属する。但し、乙が提出した仕様書、テキスト、原稿、画像等に関する著作権は乙に帰属するものとする。
2. 製作途中に製作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった製作物に関する著作権及び使用权は甲に帰属する。
3. 甲は、乙が製作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 甲は、乙が製作物をインターネット上の公開又はコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲は、製作物を自らが製作したものであると公開することができる。
6. 乙は、甲の文書による同意なしに上記2及び3で定める製作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、又はその他の処分を行うことはできない。

第5条 (契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は、平成 24 年 3 月 19 日から平成 25 年 3 月 18 日までの 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙による文書による契約内容の改訂、契約解除の申し入れがないときは、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。
2. 契約延長時における報酬の支払い時期及び方法については、第3条における「本契約締結日」を「契約の延長期間の最初の日」と読み替え、第3条前段の規定を準用する。また、本条に基づく延長においては、旧契約の期間満了の 1 ヶ月前以降に、甲は乙に対して請求書を発行するものとする。

第6条 (契約の解除)

1. 甲又は乙の一方が次の各号の一に該当した場合、他方は、何等の催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1)破産、会社更生、民事再生又は特別清算の申立ての事実が生じたとき、及び営業廃止、会社整理又は解散となった場合。
 - (2) 第三者より資産の差し押さえ、仮差し押さえ、競売又は強制執行等の処分を受けた場合。
 - (3)自ら振出し、もしくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受けている等、支払い停止状態に至ったとき。
 - (4)その他、業務内容に重大な法令違反が明らかとなったとき。
2. 前項に定める他、甲が合理的に本契約を継続し難い事由があると判断した場合、甲は、何等の催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
3. 前各項に従って解除がなされる場合であっても、甲は乙に対して受領済みの料金を返還する義務を負わない。

第7条(損害賠償)

本契約業務の遂行中、甲又は乙の故意又は過失により、その相手方又は第三者に損害を与えた場合、第10条により免責される場合を除き、甲又は乙はその損害を賠償する責任を負う。但し、甲が乙に対して賠償する場合の賠償額及び甲及び乙が第三者に対して連帯して賠償を行う場合における賠償額の甲の内部的負担金額は、第4条に定める報酬の50%に相当する金額を上限とし、甲乙協議の上、これを定める。

第8条(秘密保持義務)

甲及び乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示してはならない。本条は、本契約の終了後も5年間有効とする。

第9条(本契約書の改定並びに承認)

本契約書は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他必要が生じた時は、甲は乙に事前通知することなくその内容を変更することができる。本条の規定に従い本契約書が改定される場合、甲は遅滞なくその内容を乙に通知する。また、通知後に行われた本契約に基づくサービスの提供は本契約書の改定を承認したものとみなす。

第10条(免責事項)

甲の業務はあくまでサイト運営の助言、情報提供その他経営コンサルティングに関する提案にとどまり、乙の事業の発展を保証するものではない。従って、乙の事業における経営判断は乙が自らの責任において行うものであり、それによって発生したいかなる損害に対しても、甲は責任を負わない。但し、甲は乙に対して、年間を通して自賠償患者様の新規集客が10人を超えなければ、甲の判断により合理的範囲で、期間を延長してサービスを提供することを約束する。

第11条(管轄合意)

本契約書に基づく紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条(協議)

本契約書に定めのない事項及び本契約書の規定の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決する。

第13条(信義則)

本契約に定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合には、甲乙誠意を持って協議し決定する。

以上本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各一通を保有する。

平成 24年 3月 19日

甲：
東京都港区高輪 1-27-10
株式会社 RapportStyle
代表取締役今富貴夫

乙：

契約書別紙 支払い方法

本契約に伴う報酬の支払い方法は以下の通りとする。

平成 年 月 日までに、甲の指定する下記の口座に振り込みにて一括して支払う。

平成 24 年 3 月 19 日から平成 25 年 3 月 18 日に至るまで、毎月を 25 日までに
金 1200000 円を、分割にて甲の指定する下記の口座に振り込みにて支払う。

※該当する支払い方法にチェックをつける。

【振込先口座】

三菱東京 UFJ 銀行 品川駅前支店 普通 口座番号 0059965
株式会社 RapportStyle(ラポールスタイル)

※振込手数料は乙の負担となります。